

第35回大分県レディースソフトテニスクラブ対抗大会

- 1 主 催 大分県ソフトテニス連盟
- 2 主 管 大分県ソフトテニス連盟 レディース部
- 3 期 日 2022年9月15日(木) 開場 8:00～
- 4 会 場 大分市宮鶴崎スポーツパークテニスコート (5面)
- 5 種 別 団体戦(女子)
- 6 ルール (公財)日本ソフトテニス連盟ハンドブックによる。
- 7 参加資格 (1) 公認審判員制度の有資格者であること。
(2) 2022年4月1日に該当する年齢に達した者。
- 8 チーム編成 (1) チーム編成は、監督1名、選手4名以上8名以内とする。ただし、選手5名以内でチームを編成する場合は、受付時に競技委員長まで届け得ること。(監督は選手を兼任できるが、参加資格を必ず満たしていること。)
(2) 団体戦を組めないチーム同士の混成チームも可とする。
(3) 同一チームが複数チーム出場する場合のチーム間の選手変更は出来ない。
- 9 試合方法 (1) 原則として、リーグ・トーナメント方式とする。
(2) 3ペアによる点取り対抗戦。対戦の都度オーダーを変えても良い。
(3) 予選リーグは3対戦、決勝トーナメントは2点先取とする。
- 10 表彰 各種別 1位～3位まで表彰する。(但し、参加チーム数により1位のみの場合もある)
- 11 参加料 1チーム 8,000円 1人エントリー 1,500円
※2022年度の会員登録の未登録者が含まれる場合は1.5倍となります。
- 12 申込方法 (1) 大会申込システムにより各団体より申し込むこと。チーム名は団体名とすること。
(2) 申込期日 2022年9月5日(月)
- 13 参加基準 (1) ユニフォーム及びシューズは、「ユニフォーム等の着用基準」を遵守した製品を着用すること。
(2) ラケットは、連盟の公認のマークを添付されたものを使用すること。
(3) 選手変更は大会当日の受付時までに行うこと。
(4) 日本連盟指定のゼッケンを着用し、必ず四隅を止めること。
- 14 特例規則 (1) 監督に関する事項
ベンチ入り監督は、ベンチから移動することは出来ない。
(2) ユニフォームに関する事項
オーバーウェア及び長袖スポーツシャツ、セーター等は、着用可能とする。
(3) 水分補給に関する事項
偶数ゲーム後の審判台付近での水分補給を認める。ただし、事前に審判台下へ飲み物を置くこと。

15 そ の 他

- (1) 日本ソフトテニス連盟に会員登録していない参加者は、傷害補償制度を利用できません。各自でスポーツ保険等に参加することをお勧めします。
- (2) 「県連主催大会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守のうえ大会にご参加ください。
- (3) 受付時「大会参加者 感染予防チェックリスト」を提出してください。また、発熱(37.5℃以上)症状のある場合は出場出来ませんので来場を控えてください。

ユニフォーム等の着用基準について

令和4年4月1日 改訂

ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのユニフォームおよびシューズを着用するものとする。ただし、大会主催者が認めた場合にはこの限りではない。

1. ユニフォーム

ゲームシャツ又はポロシャツ、ワンピースと裾が膝より上のパンツおよびスコートとする。

※Tシャツ、ランニングシャツ、ジーンズはユニフォームとして着用できない。

2. シューズ

テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

3. その他

マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める下記の範囲を超えて広告とみなされる企業名、商標等および所属名を表示してはならない。

(1) 製造メーカー

企業名、商標のロゴ等は26cm²以内のものを、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。

ただし、シューズについては箇所の制限をしない。

(2) ユニフォーム広告等

①スポンサー広告

スポンサーの企業名、商標のロゴ等の広告を表示する場合は1広告につき40cm²以内とする。

②登録団体名

団体名（ロゴ・校章含む）の表示については、シャツ（ワンピース含む）が1表示130cm²以内、パンツ・スコート等は40cm²以内とする。

※（2）については国民体育大会を除く。

※（2）の貼付等により（1）を覆い隠してはいけない。

※（2）について大会スポンサーはこの限りではない。

《ウェアに関する特例》

(1) オーバーウェア及び長袖スポーツシャツ、セーター等の着用については、大会主催者が認める場合の

み**事前に選手に周知することにより**着用可能とするが、ゼッケンは最上衣服に貼付すること。

(2) アンダーウェア（長袖を含む）及びスパッツの着用については、単色の製品を**推奨する**。

ユニフォーム等の着用基準について

令和4年4月1日 改訂

令和4年4月1日から、「ユニフォーム等の着用基準」が一部改定(改定部分は朱色)となりました。

日連の「ユニフォーム等の着用基準」をそのまま使用する。